

議案第20号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する条例施行規則制定)

教育委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例施行規則の制定について教育長に委任する事務等に関する規則第
3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和2年4月23日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する条例施行規則

教育委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例施行規則を次のように定める。

教育委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例(令和元年横須賀市条例第27号)の施行については、横須賀市行
政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定に伴
い、横須賀市教育委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する条例施行規程を制定する必要があるため。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則 (抜粋)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。